

整骨院等では、健康保険がすべて使えるわけではありません

整骨院・接骨院で健康保険が使えるのは、
打撲、ねんざ、挫傷(肉離れなど)、骨折※、脱臼※のみ！

※応急処置を除き医師の同意が必要です。

全額自己負担となるケースの一例

- 単なる肩こり、筋肉疲労
- 神経痛・リウマチ・五十肩などからくる痛み・こり
- あんま、マッサージ代わりの利用
- 過去の交通事故等による後遺症
- 症状の改善が見られない長期の施術
- 病院などで治療中の負傷

※仕事や通勤途上に起きた負傷は、健康保険ではなく、労災保険が適用されます。

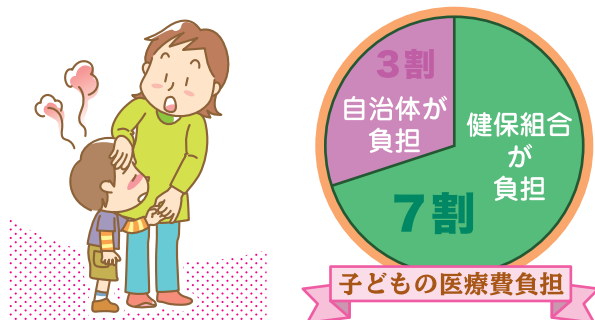


整骨院・接骨院を利用したみなさんへ

当健保組合では、保険給付の適正化を図る一環として、診療報酬明細書(レセプト)の点検を行っております。整骨院・接骨院での施術内容、負傷原因等の照会業務をガリバー・インターナショナル㈱に委託しております。同社より、照会のご案内を差し上げることがありますので、照会書を受領された方は、内容をご確認のうえ、返信をお願いします。

子どもの医療費を 健保組合が負担しています

多くの自治体では、子どもの医療費に対して助成を行っており、医療機関窓口での支払いが無料になったり、少額で済むようになっています。



自治体が負担しているのは、自己負担部分のみで、それ以外は健保組合が負担しています。自己負担が無料だからといって、むやみに受診すると、健保組合の負担が増し、健保財政を悪化させることにつながりかねません。

夜間や休日に受診を迷ったときは、下記のような相談窓口もありますのでご活用ください。

- ・当健保組合「ファミリー健康相談」(裏表紙参照)
- ・こども医療でんわ相談(厚生労働省) #8000
<https://www.mhlw.go.jp/topics/2006/10/tp1010-3.html>
- ・こどもの救急(日本小児科学会)
<http://www.kodomo-qj.jp>

※小学校就学前は、医療費の8割を健保組合が負担、2割を自治体が負担。

オンライン資格確認導入と マイナンバーカード

2019年5月に公布された改正健康保険法により、2021年3月からマイナンバーカードが保険証として利用できる仕組み※が導入される予定です。

※現在の保険証が使えなくなるわけではありません。マイナンバーカード(「通知カード」ではありません)に保険証の機能も持たせる仕組みです。健保組合が

正しくマイナンバーを把握するため、ご勤務先の会社が定めた方法により、マイナンバーの異動(ご出生などによる新規、紛失再交付による変更など)のお届けが必要です。また、ご自身により、政府が運営する「マイナポータル」への登録等所定の手続きが必要です。

オンライン資格確認とは……？

医療機関窓口で加入資格をチェックできるようにする仕組みです。

医療機関窓口でマイナンバーカードをカードリーダーで読み取るにより、加入する健保組合などの資格情報が医療機関に通知されます。これにより、医療機関は、医療費を請求する健保組合を把握することになり、マイナンバーカードを保険証に代わるものとして取り扱えます。

また、個人を識別する2桁の枝番が付番された保険証※でもオンライン資格確認ができるようになる予定です。

枝番を付した個人単位の被保険者番号と資格情報を、

作しましょう！マイナンバーカード

国民生活の利便性向上のため、国では積極的にマイナンバーカードの取得をすすめています。まだ取得されていない方は、ご家族の分も含め、この機会に作しましょう。

▼マイナンバーカードの申請方法は4つ

- スマホから
- パソコンから
- 郵便で
- 証明用写真機で

詳細は「マイナンバー総合サイト」(<https://www.kojinbango-card.go.jp>)をご覧ください。

[kojinbango-card.go.jp](https://www.kojinbango-card.go.jp))をご覧ください。

▼マイナンバーについてのお問い合わせ先▼

マイナンバー総合フリーダイヤル 0120-95-0178

平日 9時30分～20時00分

土日祝 9時30分～17時30分(年末年始を除く)

紛失・盗難によるマイナンバーカードの一時利用停止については24時間365日受付

資格を喪失したら必ず保険証のご返却を。 無資格受診にご注意ください

退職などにより当健保組合の被保険者または被扶養者でなくなったときは、退職日の翌日(資格喪失日)から、当健保組合の保険証は使用できません。

資格喪失後は速やかに当健保組合の保険証を返却してください。保険診療を受けるときは、新たに勤務される会社から交付される保険証、または加入した国民健康保険の保険証を使ってください。

当健保組合の保険証を返却せずに、資格喪失後に誤って保険証を使って受診した場合、その自己負担部分以外の医療費は当健保組合で一時的に立て替えることとなり、立て替えた医療費は当健保組合から返還請

求いたします。診療回数が多くなると、返還金が高額になる場合もありますのでご注意ください。

当健保組合より返還請求書をお受け取りになった場合は、納付期限までにお支払いいただきますようお願いいたします。

返還請求で返金し負担された費用は、新しく加入した健保組合・国民健康保険等(以下、「健保組合等」)に「療養費」として請求できます。請求方法等は、新しく加入した健保組合等へお問い合わせください。

※医療機関から当健保組合への医療費の請求時期等により返還請求が遅れる場合があります。